

**「希望・活躍・うるおいの埼玉」の実現
に向けた提案・要望**

＜重点政策に関する提案・要望＞

IV 地方自治の確立に向けた提案・要望

■地方自主権の確立

【内閣官房、内閣府、総務省、財務省等各府省】

県担当課：企画総務課、改革推進課、地域政策課

人口減少・少子高齢化、経済のグローバル化という流れの中で、日本が抱える様々な課題を解決するためには、これまでの社会システムを大きく転換することが必要である。

そのためには、地方が国に依存する中央集権の仕組みを根本から見直し、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担い、自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための地方分権改革を断行することが重要である。

1 地方分権改革の着実な推進

【内閣府、総務省、財務省等各府省】

◆提案・要望

国と地方の役割分担を抜本的に見直し、国から地方へ権限及び財源を大幅に移譲するなど、政治主導で地方分権改革を着実に推進すること。

「地方分権改革に関する提案募集」については、個々の地方公共団体からの提案を最大限実現する方向で積極的に取り組むこと。

また、税財源に関することも提案対象とするなど、提案募集制度の見直しを行うこと。

[具体的内容]

- ・ 総理の強力なリーダーシップにより「住民に身近な行政は地方に任せる」という補完性の原理の下、国と地方の役割分担を根本から見直し、国から地方への大幅な権限・財源の移譲等を政治主導で実現すること。
- ・ 「地方分権改革に関する提案募集」制度については、地方分権改革を着実に推進するという制度の趣旨を踏まえ、地方からの提案を正面から受け止め最大限実現する方向で積極的に取り組むこと。
- ・ 提案の採否を検討する際には、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ね、国と地方の役割分担のあるべき姿を実現するという観点も重視すること。
- ・ 提案内容を実現できなかった場合は、提案主体の納得が得られるよう、地方に委ねることによる支障などの立証・説明責任を果たすこと。
- ・ 実現できなかった提案のうち、地方から再提案があったものについては、改めてその実現に向けて積極的に取り組むこと。
- ・ これまでの対応方針に掲載された事項については、全ての進捗状況を適宜確認し、地方と情報共有を図ること。特に、「検討」としたものについては、実現に向け確実なフォローアップを行うこと。
- ・ 併せて、「実現・対応」とされたものの中には地方が求める内容にできていないものも含まれており、制度開始から4年が経過したことも踏まえ、支障の解消につながっているのか検証していくこと。
- ・ 提案の対象が、地方公共団体への事務・権限の移譲、地方に対する規制緩和に限定されているが、税財源に関することも提案対象とするなど、提案募集制度の見直しを行うこと。
- ・ 提案を全国一律又は手挙げ方式で実施することが困難な場合には、提案団体を対象とした特区の試行的な実施も検討すること。

◆現状・課題

- ・平成5年の衆・参両議院による「地方分権の推進に関する決議」以来、地方分権改革は一步ずつ前進してきたが、国から地方への権限や財源の移譲は不十分であり、改革は道半ばである。
- ・平成25年3月、国は総理を本部長とし全閣僚が参加する地方分権改革推進本部を設置し、同4月には地方分権改革有識者会議を設置し、地方分権改革を進めている。
- ・平成26年からは、個々の地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を募る「地方分権改革に関する提案募集」制度が導入され、平成29年までの4年間で、全国から累計1,900件を超す提案があった。
- ・その結果、地方が強く求めてきた農地転用許可権限の移譲（4ha超）が実現したほか、事務の簡素化に繋がる様々な提案が実現するなど一定の成果が出ている。平成29年の提案募集においても、内閣府は各府省と調整を行った提案の89.9%を「実現・対応」したとしている。
- ・しかし、「実現・対応」とされたものの中には、地方が求める内容に答えていないものも含まれているなど、課題も大きい。
- ・また、原則として再提案は各府省との調整が行われないほか、税財源に関することが対象とならないなど、毎年100件程度が対象外等とされ、地方が求める事項であっても提案できないものもある。
- ・地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生において極めて重要なテーマであることから、権限移譲、規制緩和、税源移譲などによる十分な財源の確保を行い、地方が競い合えるような仕組みにすべきである。

2 国から地方への事務・権限の移譲等

【内閣府、総務省、財務省等各府省】

◆提案・要望

住民に身近な行政はできる限り地方に委ねることを基本として、国から地方への事務・権限の移譲等を積極的に推進すること。

特に、中小企業支援に関する事務・権限については、速やかに都道府県に移譲すること。

[具体的内容]

- ・国と地方の役割分担を抜本的に見直し、大幅な権限・財源の移譲を行うこと。
 - ・市町村優先の原則の下で、条例による事務処理特例制度により移譲の効果が現れた事務等については、法令による市町村への移譲を進めること。
 - ・中小企業支援に関する事務・権限については、国と都道府県に分かれている窓口を一元化して、都道府県が総合的な支援を行えるようにすること。
 - ・ハローワークに関する新たな雇用対策の仕組みについては、より一層の財政的支援を行うこと。情報の提供では平成31年度に求人情報は一定の改善がされるものの、求職者の情報には課題があるため、地方に対しても国と同等の情報の提供を進めること。
- また、改めて新制度の成果検証を行い、国と地方の連携や役割分担のあり方等を検討すること。

◆現状・課題

- ・国から地方への事務・権限の移譲については、平成28年4月に農地転用許可権限の都道府県等への移譲が実現したものの、それ以外では大きな進展はない。
- ・「地方分権改革に関する提案募集」において、本県ではこれまで、国から地方への事務・権限の移譲に関する提案を57件行った。しかし、実際に移譲されたものは1件にとどまっている。

- ・ 中小企業支援については、国と都道府県それぞれが創業や技術開発の支援など同様の事業を実施しており、ワンストップでの総合的な支援が実現していない。
- ・ ハローワークについては、地方移管の可能性を検証するため、平成24年10月から本県と佐賀県でハローワーク特区を実施。平成27年6月には、全国知事会自ら検証を行った上で、国に対して早期に検証を行い、地方移管を実現するよう求めた。
- ・ その結果、地方移管そのものではないが、新たな雇用対策の仕組みとして「地方版ハローワークの創設」や「自治体が国のハローワークを活用する枠組みの創設」（ハローワーク特区制度の全国展開）などが行われた。
- ・ 本県では、「ハローワーク浦和・就業支援サテライト」において、県が行う就職相談からハローワークの職業紹介まで一体的に求職者支援を実施。平成29年度からは、求職者支援に加え県内企業の人材確保支援の取組を開始し、地方版ハローワークを活用した県独自の企業面接会を行っている。

3 義務付け・枠付けの見直し

【内閣府、総務省、財務省等各府省】

◆提案・要望

義務付け・枠付けの一層の見直しを進めること。

地方の裁量を許さない「従うべき基準」は、改めて徹底的な見直しを行い、廃止又は「参酌すべき基準」とすること。

[具体的内容]

- ・ 地方が自らの判断と責任において行政を実施する仕組みに改めていくため、義務付け・枠付けの一層の見直しを進めること。
- ・ 地方の裁量を許さない「従うべき基準」は新たな義務付けにほかならない。したがって、改めて徹底的な見直しを行い、「従うべき基準」については廃止又は「参酌すべき基準」とすること。
- ・ さらに、これまでに義務付け・枠付けの見直しを行ってこなかったものについては、早急に見直しを実施し、その際は「従うべき基準」の設定を行わないこと。
なお、見直しに当たっては、「地方分権改革に関する提案募集」制度による地方からの提案など、地方の意見を十分踏まえること。

◆現状・課題

- ・ 地方分権改革推進委員会は第2次勧告（平成20年12月）で4,076条項の義務付け・枠付けの見直しを勧告した。このうち特に重要な889条項について第3次勧告（平成21年10月）で具体的な措置を勧告した。
- ・ 国は勧告や地方分権改革に関する提案募集を踏まえて累次の一括法を成立させるなど、義務付け・枠付けの見直しを進めてきた。
- ・ また、平成30年通常国会に提出された第8次一括法案には、14法律に関する義務付け・枠付けの見直しが盛り込まれている。
- ・ しかし、これまでの見直しでは、社会福祉施設の居室面積や職員数など地方に裁量の余地のない「従うべき基準」が多用されている。
- ・ 地域ごとの事情は千差万別であることから、全国一律の規制を行うのではなく、地方公共団体の裁量の余地を広げ、地域の実情に応じた基準を設定できるようにすることが必要である。

4 都道府県を介さない国の補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）

【内閣府、総務省、財務省等各府省】

◆提案・要望

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等に直接交付する補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）のうち地域振興に資するものは、都道府県へ権限・財源を移譲すること。

[具体的内容]

- ・ 「空飛ぶ補助金」のうち中小企業支援やまちづくりなど地域振興に資するものは、国よりも現場に近く実情に通じている都道府県へ権限・財源を移譲し、都道府県から民間事業者等へ補助する制度とすること。
なお、権限・財源の移譲がなされるまでの当面の措置として、都道府県へのヒアリングや都道府県による事業者の推薦など、都道府県の関与を強化すること。

◆現状・課題

- ・ 「空飛ぶ補助金」は、地方の実情が反映されないおそれがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。
- ・ 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。
- ・ これまでの提案募集では、本県から「小規模事業者持続化補助金」など多くの「空飛ぶ補助金」について提案を行ったが、権限・財源の移譲が行われたものはなかった。
- ・ 平成26年の提案募集の対応方針で、国と都道府県の連携強化を図るため、「空飛ぶ補助金」の公募や採択に関する情報を都道府県に提供するとされたものがある。その後3年程度経過したが、実際には内容が不十分で、地方が求める情報が提供されていない。

5 道州制の議論

【内閣官房】

◆提案・要望

道州制の検討に当たっては、全国知事会がまとめた「道州制に関する基本的考え方」（平成25年1月）及び「道州制の基本法案について」（平成25年7月）を十分踏まえること。

道州制の議論に関わらず、地方分権改革を着実に進めること。

[具体的内容]

- ・ 道州制の検討に当たっては、全国知事会が平成25年1月にまとめた「道州制に関する基本的考え方」を十分踏まえ、道州制は地方分権を推進するためのものであること、国と地方の役割分担を抜本的に見直し、中央政府の見直しも伴うものとするなど基本とすること。
- ・ また、全国知事会が平成25年7月にまとめた「道州制の基本法案について」を十分踏まえ、今なぜ道州制なのか、道州制の理念や姿、中央府省の解体再編・国の出先機関廃止など、制度の根幹的部分を基本法案において明確に示すこと。
- ・ 道州制の議論に関わらず、国から地方への権限や財源の移譲、義務付け・枠付けの見直しなどの地方分権改革を着実に進めること。

◆現状・課題

- ・ 平成25年頃一時的に、政党による道州制推進基本法案の国会提出に向けた議論が活発化した。その後も、平成29年10月の衆議院議員総選挙において、複数の政党が道州制の導入を政権公約に掲げるなど、議論が続けられている。
- ・ 現在のところ、道州制の姿やメリット・デメリット等について国と地方との間で明確なイメージが共有されていない。しかし、道州制は国と地方双方の政府のあり方を抜本的に見直し、再構築する大改革であることから、両者が共通の認識を持って検討していくことが不可欠である。
- ・ 道州制は国民生活に大きな影響を及ぼすものであるため、その基本的なイメージを明確に示した上で国民的な幅広い議論を行うことが重要である。
- ・ 全国知事会では、道州制に対する全国知事会の立場を明らかにし、道州制の基本的考え方を示すことによって、政府や各政党をはじめとする関係機関に対し、道州制の検討に当たっての課題を提示するため、平成25年1月に「道州制の基本的考え方」を取りまとめた。
- ・ 同年7月には、各政党で検討されている基本法案のあり方について意見を述べるため、「道州制基本法案について」を取りまとめた。
- ・ 全国知事会では、これらを十分踏まえて道州制の検討を行うよう求めて、各政党に対して要請活動を行ってきた。

全国知事会「道州制に関する基本的考え方」（平成25年1月23日）の概要

3 道州制の基本原則

- 1 道州制は地方分権を推進するためのものでなければならない
- 2 道州は、都道府県に代わる広域自治体とし、地方公共団体は道州と市町村の二層制とする
- 3 国と地方の役割分担を抜本的に見直し、内政に関する事務は、基本的に地方が一貫して担うことで、地方において主体的かつ総合的な政策展開が可能となるものでなければならない
- 4 役割分担の見直しに当たっては、事務の管理執行を担っている「国の出先機関」の廃止は当然のこと、企画立案を担っている「中央府省」そのものの解体再編を含めた中央政府の見直しを伴うものでなければならない
- 5 内政に関する事務について、道州に決定権を付与するため、国の法令の内容を基本的事項にとどめ、広範な自治立法権を確立しなければならない
- 6 道州が地域の特性に応じ、自己決定と自己責任のもとで政策展開できるよう、国と地方の役割分担に応じた、自主性・自立性の高い地方税財政制度を構築しなければならない
- 7 道州の区域については、国と地方双方のあり方の検討を踏まえて議論されるべきものであり、枠組の議論ばかり先行させるのではなく、住民サービスへの影響や地理的・歴史的・文化的条件など、地方の意見を最大限尊重して決定しなければならない

全国知事会「道州制の基本法案について」（平成25年7月9日）の概要

- 1 基本法案において最低限明確に示すべき事項について
 - 1-1 国民的議論が十分に行われるよう、今なぜ道州制なのか、道州制の理念や姿が具体的かつ明確に示さなければならない。
 - 1-2 道州制は中央集権を打破し、地方分権を推進するものであることを明確に示さなければならない。
 - 1-3 道州制は、地域間格差を拡大させることなく、国民の幸せの向上につながるものでなければならない。格差是正の仕組みを明確に示さなければならない。
- 2 基本法案において方向性を示した上で、更に具体的な議論を行うべき事項について
 - 2-1 道州の自治立法権と国会の立法権の範囲、併せて国の立法機関のあり方について十分に議論すべきである。

2-2 道州制における基礎自治体のあり方や住民自治を確保するための方策について十分に議論すべきである。

2-3 道州と国が十分に機能を発揮できる税財源の確保について具体的に議論すべきである。

3 道州制の議論と並行して実施すべき地方分権改革について

道州制の検討を理由に地方分権改革を停滞させることがあってはならない。これまでの地方分権改革推進委員会の勧告などを踏まえ、国の出先機関の廃止、義務付け・枠付けの見直し、地方税財源の充実などの改革を進めるべきである。

6 地域からの経済成長を生み出すための特区制度の推進

【内閣官房、内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省
農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

◆提案・要望

地域の実情や課題に精通した地方からの提案に基づいて大胆な規制改革を実行し、地域の活性化や経済成長を生み出していくため、特区制度を強力に推進すること。

特区における規制改革提案への対応に当たっては、関係する府省や自治体、有識者等が公開の場で議論を行うなど地方の意見を十分に反映できる仕組みをつくること。

◆現状・課題

- ・ 規制改革の推進のため、国では構造改革特区制度や国家戦略特区制度を設け、地域からの規制緩和等の提案を受け付けている。
- ・ 地方公共団体等は内閣府を通じて規制改革の提案を行い、国は国家戦略特区等で実施する規制改革の項目を決定し、特区指定を行う。
- ・ 国家戦略特区については、指定区域数は10区域に限られている。

○国家戦略特区の指定区域

- ①東京圏（東京都、神奈川県、千葉県千葉市・成田市）、②関西圏（大阪府、兵庫県、京都府）、
- ③新潟県新潟市、④兵庫県養父市、⑤福岡県福岡市・北九州市、⑥沖縄県、⑦秋田県仙北市、
- ⑧宮城県仙台市、⑨愛知県、⑩広島県・愛媛県今治市

■ 自治財政権の確立

【内閣府、総務省、財務省、文部科学省、農林水産省
林野庁、経済産業省、国土交通省、環境省】

県担当課： 財政課、市町村課、税務課、森づくり課
農村整備課、県土整備政策課

地方は国を上回る不断の行財政改革を実施しているものの、社会保障関係費の自然増などにより財政状況はますます厳しさを増している。

そうした状況の中でも地方が住民サービスを安定的に供給するために、地方一般財源総額の確保・充実が必要である。また、地方財源不足については、臨時財政対策債による負担の先送りではなく、平成31年（2019年）10月における消費税・地方消費税の10%への引上げのほか、税源移譲や更なる地方交付税の法定率引上げ等により解消を図るべきである。

さらに、財政運営等を圧迫している要因にもなっている直轄事業負担についても、制度廃止等が必要である。

1 地方税財源の充実・強化

【内閣府、総務省、財務省】

◆提案・要望

国と地方の税財源の配分のあり方を抜本的に見直すとともに、地域偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築し、地方税財源の充実・強化を図ること。

地方法人課税における新たな偏在是正措置については、地方の経済や財政状況等にも留意して実効性あるものとなるよう検討し、税源の偏在性を是正する方策を確実に講ずること。

平成31年（2019年）10月に予定されている消費税率・地方消費税率の引き上げを確実に実施するとともに、軽減税率制度の導入により生じる減収についても代替税財源を措置すること。

[具体的内容]

- 消費税率・地方消費税率の引上げは再延期することとされたが、その間地方が社会保障の充実に向け取り組むための必要な財源は国が確実に措置すること。
- 消費税の軽減税率制度の導入により地方に生じる減収についても、地方の社会保障財源に影響を与えぬよう、代替税財源を措置すること。
- 特に偏在度が高い法人二税の税源の偏在是正措置を確実に実施するなど、地域間の税源の偏在性が小さく安定的な地方税体系の構築を早急に図ること。
- 租税特別措置等については、創設から長期間が経過するものもあり、創設の意義に照らしてその合理性を再検討し、役割を終えたものについては抜本的に見直すこと。
- 平成29年度税制改正における配偶者控除・配偶者特別控除の見直しによる個人住民税の減収額については、全額国費で補填すること。

◆現状・課題

- 地方が自主的、自立的な行政運営を行うためには、地方の歳出に見合った税収の確保が不可欠である。国と地方の歳出の割合は42対58であるのに対し、国と地方の税収の割合は60対40となっており（平成28年度決算額）、国から地方への税源移譲が必要である。
- 人口一人当たりの税収額は、法人二税で最大6.1倍、地方税全体でも最大2.4倍（地方消費税の清算

基準見直し後の試算では2.3倍)の格差が存在している。社会保障経費などの行政需要の増大を踏まえ、公平かつ持続的な行政運営を行うため、地域偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築が必要である。

- ・ 地方法人課税の偏在是正措置について、平成30年度与党税制改正大綱（平成29年12月8日）においては「特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について、消費税率10%段階において地方法人特別税・譲与税が廃止され法人事業税に還元されること等も踏まえて検討し、平成31年度税制改正において結論を得る。」とされている。
- ・ 現行の偏在是正措置では、偏在性の少ない地方税体系の構築が行われるまでの暫定措置として、法人事業税の一部を国税として徴収し譲与する地方法人特別税・譲与税制度が導入されている。また、法人住民税法人税割の一部を国税として徴収し、地方交付税原資化する地方法人税制度も導入されている。
- ・ 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」において、消費税の軽減税率制度の導入に当たって、平成30年度末までに法制上の措置等を講ずることにより、安定的な恒久財源を確保することとされている。

◆参考1 人口一人当たりの税収額の比較（平成28年度決算）

	地方税全体	法人二税	地方消費税 (清算後)	個人住民税	固定資産税
最大/最小	2.4倍	6.1倍	1.8倍	2.6倍	2.3倍
最大/埼玉	1.9倍	4.1倍	1.8倍	1.5倍	1.8倍

◆参考2 人口一人当たりの税収額の比較（地方消費税の清算基準見直し後※）

	地方税全体	地方消費税
最大/最小	2.3倍	1.3倍
最大/埼玉	1.8倍	1.2倍

（※）平成28年度決算を基に、平成30年度税制改正において見直された清算基準により算出した地方消費税を反映（地方消費税額は平成30年度地方財政計画ベースで試算）

2 地方税制のあり方

【内閣府、総務省、財務省、文部科学省、農林水産省、林野庁、経済産業省、国土交通省、環境省】

◆提案・要望

自動車取得税の廃止の際には、自動車税・軽自動車税の環境性能割の創設により確保できない減収分について、地方の財政に影響を及ぼすことのないよう、代替税財源を確保すること。

平成31年度税制改正において、自動車の保有に係る税負担の軽減に関して総合的な検討を行うこととされているが、自動車の保有に係る税は地方にとって貴重な財源であることから、更なる減税は行わないこと。仮に減税を行う場合は、代替税財源を確保すること。

ゴルフ場利用税は、税収の7割をゴルフ場が所在する市町村に交付しており、県のみならず市町村の貴重な財源となっていることからこれを堅持すること。

平成30年度税制改正において、生産性革命集中投資期間における3年間の時限的な措置として創設された償却資産に対する固定資産税の特例措置については、臨時、異例の措置であることを踏まえ、その期限の到来をもって確実に終了させるとともに、類似の特例措置の創設等を行わないこと。また、固定資産税が市町村の基幹税であることに鑑み、償却資産に対する固定資産税制度は堅持すること。

森林環境税（仮称）については、都市部の住民の理解が得られるよう丁寧な説明等に努めるとともに、その用途は、地方の意見を踏まえて、都道府県を中心として独自に課税している森林環境税等への影響が生じないよう十分に調整すること。

加えて、市町村における森林環境税（仮称）の賦課徴収事務、地方への森林環境譲与税（仮称）の譲与事務が円滑かつ適切に行われるよう、地方団体の意見を十分に踏まえて制度設計を行うこと。

◆現状・課題

○自動車取得税の廃止及び環境性能割の創設について

- ・ 消費税率10%引上げ時（平成31年（2019年）10月）に自動車取得税を廃止するとともに、自動車税・軽自動車税の環境性能割を創設することとされている。
- ・ 上記改廃により、地方に約200億円の減収が見込まれている。

○平成31年度税制改正における車体課税の見直しについて

- ・ 環境性能割導入以後の自動車税のグリーン化特例（軽課）については、平成26年度及び平成28年度与党税制改正大綱に沿って必要な検討を行い、平成31年度税制改正において具体的な結論を得るとされている。
- ・ 平成29年度与党税制改正大綱（平成28年12月8日）では、平成31年度税制改正において、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講ずることとされている。
- ・ 自動車税は県税収入の約11%を占める極めて貴重な安定財源である。
- ・ 現下の厳しい地方財政の状況においては、車体課税について更なる減税を実施する余地はない。

○ゴルフ場利用税について

- ・ 平成32年（2020年）の東京オリンピックにおける正式種目であるゴルフを振興する意味などから、ゴルフ場利用税廃止に向けた動きがある。
- ・ ゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策、農薬・水質調査等の環境対策等、ゴルフ場所在地特有の財政需要を賄う重要な財源である。

- ・平成30年度与党税制改正大綱（平成29年12月14日）において、ゴルフ場利用税について今後長期的に検討するとされた。

○償却資産に対する固定資産税について

- ・県内市町村の固定資産税収は市町村税収全体の40%以上を占め、固定資産税の中で償却資産に係る税収は、13%以上を占める主要なものである。
- ・平成30年度税制改正の大綱（平成29年12月22日閣議決定）において、平成28年度税制改正で創設された償却資産に対する固定資産税の特例措置については、平成30年度末の適用期限をもって廃止することとされた一方で、生産性革命集中投資期間における3年間の時限的な措置として、新たな特例措置を創設することとされた。
- ・経済団体からの要望を受け、経済産業省からは毎年、償却資産に対する固定資産税の廃止を含む要望が行われている。

○森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の創設について

- ・平成30年度税制改正の大綱（平成29年12月22日閣議決定）において、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を平成31年度税制改正において創設することとされた。
- ・森林環境譲与税（仮称）については、市町村による森林整備に対する支援など、都道府県に一定の役割があることから、その一部を都道府県に譲与することとなっている。
- ・平成31年度の実施に向け、森林の少ない都市部の住民の理解が得られるよう丁寧な説明等や、都道府県を中心として独自に課税している森林環境税等への影響が生じないよう十分に調整することが求められる。

3 地方交付税総額の確保と臨時財政対策債の見直し

【内閣府、総務省、財務省】

◆提案・要望

地方が住民サービスを安定的に供給できるよう、地方交付税総額を確保・充実し、地方交付税の「財源保障機能」と「財源調整機能」を堅持すること。

常態化している地方交付税の地方財源不足については、過去に発行した臨時財政対策債の償還財源を含めて、税源移譲や更なる地方交付税の法定率引上げ等により解消を図ること。臨時財政対策債による負担の先送りは行わないこと。

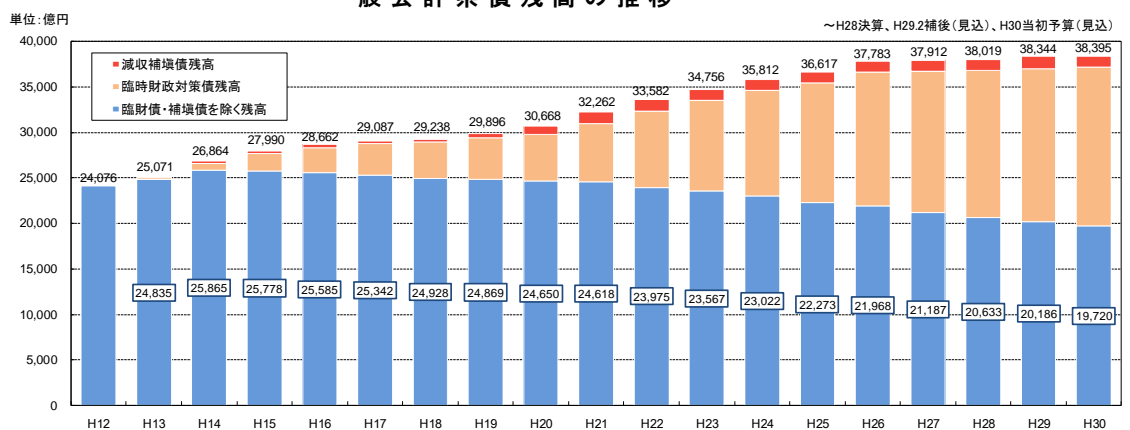
[具体的内容]

- ・地方の財源不足の解消は、臨時的措置で対応することなく税源移譲や地方交付税の法定率引上げ等によって確実に対応すること。
- ・平成31年度の地方財政計画においては、地方交付税を含む地方の一般財源について、社会保障関係費や臨時財政対策債の元利償還などの地方負担増を適切に反映すること。
- ・また、地方の基金残高が増加していることをもって地方財政に余裕があるかのような議論は断じて容認できない。地方公共団体が予見可能性を持ちつつ、安定的な財政運営を行っていけるよう、平成31年度以降も引き続き地方の一般財源総額を確保・充実すること。
- ・地方公共団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組むため、地方創生に関する歳出を今後も確保した上で、地方交付税の算定においては、地域の実情を適切に反映すること。
- ・なお、臨時財政対策債については、平成31年度の期限を待たずに、速やかに地方交付税に復元すること。

◆現状・課題

- 平成30年度の地方財政計画では、地方の一般財源総額について、前年度を上回る62.1兆円が確保された。平成28年度の国税決算が予算より減少するなど非常に厳しい状況の中で、国において可能な手段をできる限り活用し、地方交付税（交付ベース）について16.0兆円が確保され、あわせて臨時財政対策債が前年度から0.1兆円抑制された。
- 歳出面では、歳出特別枠（H29:0.2兆円）について、これを廃止する一方、公共施設等の老朽化対策・維持補修のための経費や社会保障関係の地方単独事業費の増加に対応した歳出を0.2兆円確保するなど、実質的に同水準の歳出が確保された。
- また、まち・ひと・しごと創生事業費は引き続き1兆円が確保された。
- このほか、公共施設等適正管理推進事業費について、河川・砂防関係施設等の長寿命化事業やユニバーサルデザイン化事業を対象にするなど内容を拡充するとともに、事業費を増額し、0.5兆円（H29:0.4兆円）が計上された。
- なお、平成30年度の地方財政対策に向けて、地方の基金残高について様々な議論があったところであるが、地方交付税等への影響はなかった。
- 概算要求時点における地方交付税の減と臨時財政対策債の増について、地方交付税の原資をできる限り活用することにより、地方交付税を16.0兆円確保しつつ臨時財政対策債が対前年度0.1兆円の減まで抑制されたことや、歳出特別枠が実質的に同水準確保されるなど地方の重要課題に応じた歳出が計上されたことは評価できる。
- しかし、社会保障関係費が不可避免的に増加する中で、住民サービスを安定的に供給するためには、地方の財政需要を地方財政計画に的確に計上し、地方の安定的財政運営に必要な一般財源総額を確保することが必要である。
- 平成30年度の臨時財政対策債は、4.0兆円と前年度に比べ0.1兆円の減となり、新規の臨時財政対策債の発行が2年ぶりに抑制された。しかし、地方の財源不足は常態化しており、過去に発行した臨時財政対策債の各年度の償還相当額は新たな臨時財政対策債の発行により賄うという地方財政対策がとられ続けている。（平成30年度の償還相当額は3.8兆円）
- 国が臨時財政対策債による負担の先送りを続けてきた結果、平成30年度末の県の臨時財政対策債残高は1.7兆円を超え、全国の総額も約54兆円となる見込みである。

一般会計県債残高の推移



年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
県債残高	24,076	25,071	26,864	27,990	28,662	29,087	29,238	29,896	30,668	32,262	33,582	34,756	35,812	36,617	37,783	37,912	38,019	38,344	38,395
臨時財政対策債残高	0	236	691	1,904	2,769	3,438	4,003	4,519	5,113	6,327	8,334	9,962	11,571	13,171	14,691	15,571	16,210	16,844	17,414
臨時債を除く残高	24,076	24,835	26,172	26,086	25,892	25,650	25,235	25,377	25,555	25,935	25,248	24,793	24,241	23,446	23,092	22,341	21,809	21,500	20,981
減取補填債残高	0	0	308	308	308	308	308	508	905	1,317	1,273	1,226	1,220	1,173	1,124	1,153	1,176	1,314	1,261
臨時債・補填債を除く残高	24,076	24,835	25,865	25,778	25,585	25,342	24,928	24,869	24,650	24,618	23,975	23,567	23,022	22,273	21,968	21,187	20,633	20,186	19,720
対前年度増減	845	759	1,030	△86	△194	△242	△414	△59	△219	△32	△643	△408	△545	△749	△305	△781	△554	△447	△466
(~H22)対H19増減、(~H25)対H22増減、(~H28)対H25増減、(~H29)対H28増減									△219	△251	△894	△408	△953	△1,702	△305	△1,085	△1,639	△447	△913
県民1人当たり 県債残高(千円)	349	362	386	401	410	414	415	423	432	453	470	486	492	502	517	518	518	522	523

4 直轄事業負担金制度の廃止及びこれに伴う措置

【内閣府、総務省、財務省、農林水産省、国土交通省】

◆提案・要望

直轄事業負担金制度は、国の事業に対して地方が費用負担する不合理な制度である。維持管理費負担金は平成23年度から全廃されたが、建設費負担金については廃止に至る道筋が明確にされていない。今後の見直しについての工程を明確にした上で速やかに廃止すること。

また、流水占用料等については、直轄事業負担金の議論とは区別し、地方財源として維持すること。

[具体的内容]

- ・ 直轄事業負担金制度は、国の事業に対して地方が費用負担する不合理な制度である。建設費負担金について廃止に至る道筋が明確にされていないため、見直しの工程を明確にした上で速やかに廃止すること。

◆現状・課題

- ・ 維持管理費負担金は平成23年度から全廃された。建設費負担金については、平成25年度までに制度の廃止とその後の在り方について結論を得るとされていたが、現時点で具体的な廃止時期等は示されていない。

[直轄事業負担金の見直し状況]

- 1 業務取扱費を廃止
 - ・ 平成22年度から、直轄事業負担金の業務取扱費を廃止した。
- 2 維持管理費負担金を廃止
 - ・ 平成23年度から維持管理費負担金を全廃する法案を国会に提出、成立。
平成22年度限りの経過措置として、特定事業に要する費用の負担を存続。
*一級水系に係る流水占用料等の帰属の取扱は、引き続き検討。
- 3 建設費負担金
 - ・ 総務省、財務省、農林水産省、国土交通省の大臣政務官からなる「直轄事業負担金制度等に関するワーキングチーム」で、負担金制度の廃止に向け、引き続き検討することとされた。

◆参考（本県の国直轄事業負担金予算額）

	30年度当初予算額	29年度当初予算額	増 減
直轄事業負担金	126億円	136億円	△10億円

